

# 上智大学における研究費の不正使用に係る調査の手続きに関する内規

制定 平成27年4月1日

改正 2022年（令和4年）12月1日

（趣旨）

第1条 この内規は、上智大学（以下「本学」という。）が管理する研究費において、不正使用が疑われる場合の調査の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この内規における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）「研究費」とは、上智大学研究費の適正な使用・管理のガイドライン2（1）に定める全ての資金をいう。
- （2）「不正使用」とは、故意もしくは重大な過失によるルールを逸脱した研究費の使用行為をいう。
- （3）「教職員等」とは、本学で研究活動に従事する者並びに研究費の執行と管理に関わる者又は本学と取引のある取引会社の従業員をいう。

（不正使用に対する通報）

第3条 教職員等は、研究費の不正使用の疑いを発見したときは、顕名によることを原則として、電話・FAX・電子メール・書面・面談により、不正使用が疑われる研究者等（以下「被通報者」という。）の不正使用の態様等を通報することができる。

2 前項に定める通報を受け付ける窓口は、監査室とする。

3 監査室は、不正使用に関する通報を受け付けたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

（通報の受付及び研究費の使用停止）

第4条 学長は、前条により監査室が通報を受け付けた場合は、当該通報の受付から30日以内に、通報内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を本学に対して研究費を配分する機関（以下「配分機関」という。）に報告しなければならない。

2 学長は、通報を受け付けた時点で、必要に応じて被通報者の研究費の使用停止を命ずることができる。

（研究費の不正使用に関する調査委員会の設置）

第5条 学長は、前条により調査が必要であると判断した場合には、速やかに研究費の不正使用に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置して不正使用の有無及び不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、並びに不正使用の相当額等の事実関係を調査しなければならない。

2 学長は、次に定める者で、かつ通報した教職員等及び被通報者と直接の利害関係を有しない者を調査委員会の委員として指名する。

- （1）不正使用が疑われる被通報者の所属組織（学部又は研究科等）以外の教員 1名
- （2）局長 1名
- （3）本学外の専門家（弁護士、公認会計士等）若干名
- （4）前三号に掲げる者のほか、特段の事情がある場合において学長が指名する学院の教職員 若干名

3 調査委員会の委員長は、前項第1号により指名された教員をもって充てる。

（調査の実施）

第6条 調査委員会は、次の各号に定める調査を実施するものとする。

- （1）被通報者及びその関係者からの事情聴取
- （2）支出に係る書類、証憑の収集、分析
- （3）支出先の業者等からの事情聴取、各種伝票の収集、分析
- （4）本学及び配分機関の使用ルールとの整合性の調査
- （5）その他調査委員会が必要と認めた事項の調査

2 前項にかかわらず、学長は、調査の実施に際し、調査方針、対象及び方法等について配分機関に報告、協議するものとし、必要に応じて前項の調査内容を変更するものとする。

3 学長及び調査委員会の委員長は、配分機関の求めに基づき、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(調査への協力等)

第7条 被通報者は、調査委員会の調査に協力しなければならない。

2 被通報者は、調査委員会に虚偽の申告をしてはならない。

(調査の報告)

第8条 調査委員会の委員長は、通報の受付から原則として110日以内に、調査を完了し、調査報告書を作成し、関連資料を添えて学長に提出しなければならない。ただし、期限内に調査が終了しないことが明らかとなった場合には、学長に期間の延長を求めることができる。

2 調査委員会の委員長は、前項の報告書においては、次の事項を確認するものとする。

(1) 被通報者の不正使用の有無及びその内容

(2) 不正使用の発生要因

(3) 不正使用に関与した者及びその関与の程度

(4) 不正使用に関与した者が関わる他の研究費における管理・監査体制の状況

(5) 不正使用の相当額

(6) その他、調査により明らかになった事項

3 調査委員会の委員長は、学長が今後の再発防止計画を決定するにあたり、調査報告書において当該計画に関する意見を述べるものとする。

4 調査委員会の委員長は、調査の完了前であっても、被通報者の自認等により不正使用の事実が一部でも確認された場合には、学長に報告しなければならない。

5 調査委員会の委員長は、調査の完了前であっても、配分機関の求めに基づき学長から調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を求められた場合には、これらを報告をしなければならない。

6 学長は、第1項により調査委員会の委員長から調査報告書の提出があった場合には、当該報告書の内容を審査し、不正使用の有無等について認定し、原則として10日以内に調査結果を被通報者及び通報した教職員等に通知するものとする。ただし、通報した教職員等への通知は、顕名によらない場合は不要とする。

(異議申立て)

第9条 前条第6項により調査結果の通知を受けた被通報者は、通知を受けた日から10日以内に学長に異議申立てを行うことができる。

2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、原則として10日以内に学長の判断により調査委員会に対し再調査の実施を指示することができるものとする。この場合において、異議申立ての趣旨が調査委員会の構成等、その公正性に関わるものであるときは、学長の判断により委員を変更できるものとする。

3 前項の再調査の指示があったときは、調査委員会は再調査を行い、原則として30日以内に、調査を完了し、書面で学長に報告しなければならない。

4 学長は前項の報告内容を審査し、不正使用の有無等について再認定し、その結果を異議申立てをした被通報者に通知するものとする。

5 学長が再調査をしないと決定したときは、再調査をしない旨及びその理由を異議申立てをした被通報者に通知するものとする。

6 異議申立てをした被通報者は、前二項の決定に対して、再度異議申立てをすることはできない。

(配分機関への報告)

第10条 学長は、次の各号に掲げる時点から起算して原則として10日以内に、調査結果及び再発防止計画等を配分機関に報告しなければならない。

- (1) 前条第1項により被通報者からの異議申立てがなかったとき
- (2) 前条第4項により学長が不正使用の有無等について再認定したとき
- (3) 前条第5項により学長が再調査をしないと決定したとき

2 通報の受付から210日以内に配分機関への調査報告が終わらない場合であっても、学長はその時点までの中間報告書を作成し、これを配分機関に提出しなければならない。

3 学長は、調査委員会の委員長から第8条第4項及び第5項の報告があった場合には、速やかに配分機関に報告しなければならない。

(調査結果の公表)

第11条 学長は、不正使用の認定があった場合には、第10条第1項及び第3項（ただし、第8条第5項による報告は除く）による配分機関への報告後、速やかに次の事項を含む調査結果を公表する。ただし、合理的な理由があると学長が認めた場合は、不正使用に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。

- (1) 不正使用に関与した者の氏名・所属
- (2) 不正使用の内容
- (3) 調査結果公表までに行った措置の内容
- (4) 調査委員の氏名・所属
- (5) 調査の方法・手順
- (6) その他学長が必要と認めた事項

(報告後の措置)

第12条 学長は、第10条により配分機関に報告をした結果、当該配分機関から不正使用に係る資金の返還命令を受けたときには、被通報者から当該額を返還させるものとする。

2 学長は、調査報告書の認定内容に基づき、被通報者に対して、上智学院就業規則に基づく懲戒処分が必要だと判断した場合には、理事長に対して書面によりその処分について審議を要請するものとする。

3 学長は、調査報告書に基づき、不正使用があったと認められなかったときは、その旨を調査に関係した全ての者に通知するとともに、必要に応じて被通報者への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

(悪意による通報への対応)

第13条 第5条により設置した調査委員会の調査によって、通報が悪意（被通報者又は本学に不利益を与えることを目的とする意志を言う。）によるものと認められたときは、学長は、理事長に、通報した教職員等に対する処分、刑事告発等を含む必要な措置を講ずるように要請することができる。

(通報者の保護等に関する他の規程の準用)

第14条 通報した教職員等の保護等に関しては、上智学院における内部通報に関する規程第16条その他の規定を準用する。

(調査期限等の伸長)

第15条 学長は、第8条第1項及び第6項、第9条第2項及び第3項並びに第10条第1項に定めるそれぞれの期限を合計で170日を越えない範囲で伸長又は短縮することができる。

(事務局)

第16条 調査及び配分機関への報告等にかかる事務は、総務局がこれを所管する。

2 調査に必要な情報を有する部署は、前項の事務に協力するものとする。

(内規の改廃)

第17条 この内規の改廃は、本学院の定める手続きにより行う。

附 則

この内規は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2022年（令和4年）12月1日から改正、施行する。